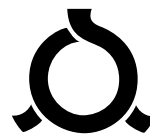


毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

- 福島県人事委員会  
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則  
○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則  
○職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則  
○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則  
○口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を定める件の一部を改正する件

### 福島県人事委員会

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

#### 福島県人事委員会規則第二号

##### 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十年福島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表大学卒程度の試験の項中「同じ。」及び「を」を「同じ。」の職務の級一級の職(職員の採用試験に関する規則(昭和五十七年福島県人事委員会規則第九号)第三条第一項第四号に掲げる福島県職員(民間企業等職務経験者)採用候補者試験に合格した者にあつては、行政職給料表の職務の級一級及び二級の職)、「に」、「並びに」を「及び」に改める。

第三十一条中「(昭和五十七年福島県人事委員会規則第九号)」を削る。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

(採用給与課)

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十三年三月十八日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

#### 福島県人事委員会規則第三号

##### 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一地域部地域安全課の項中「地域部地域安全課」を「地域部総合運用指令課」に改める。

#### 附則

この規則は、平成二十三年三月十八日から施行する。

(採用給与課)

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月十八日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

#### 福島県人事委員会規則第四号

##### 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第二石川郡の項を次のように改める。

石川郡	平田村立小平小学校	一級
	平田村立小平中学校	
	平田村立西山小学校	
	古殿町立古殿中学校	
石川町立南山形小学校	準一級	

別表第三田村市の項中「田村市立牧野小学校」を「田村市立関本小学校」に改め、同

表石川郡の項中「古殿町立田口小学校」を「古殿町立古殿小学校」に改める。

#### 附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(採用給与課)

職員採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十三年三月十八日

福島県人事委員会  
委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第五号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則（昭和五十七年福島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験

第四条第一項中「第四号」を「第五号」に改める。

第六条中「第三条第一項第一号」を「第三条第一項第一号及び第四号」に、「第五号」を「第六号」に、「第四号及び第六号」を「第五号及び第七号」に改める。

第七条中「第四号」を「第五号」に改める。

第八条中「第三条第一項第五号」を「第三条第一項第六号」に改める。

別表第一福島県職員（高校卒程度）採用候補者試験の項の次に次のように加える。

福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験	行政職給料表の職務の級一級及び二級の職
--------------------------	---------------------

別表第二福島県職員（高校卒程度）採用候補者試験の項の次に次のように加える。

福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験	行政事務	一般行政の事務（警察本部及び警察署等におけるものを除く。）に関する業務に従事することを職務とする職	教養試験（多 枝選択式） 口述試験 論文試験 適性検査 資格調査
--------------------------	------	---	---

別表第三福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験の項受験資格の欄第三号中「二十歳」を「二十三歳」に改め、同表福島県職員（高校卒程度）採用候補者試験の項の次に次のように加える。

福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者	試験告知の日の属する年度の四月一日における年齢が五十九歳未満の者で次に掲げるもの 一 民間企業における職務経験を五年（一年未満の就業期間及び一月を超える休職、休業その他の職務に従事していない期
------------------------	---

補者試験

間を除く。）以上有する者  
二 試験機関が前号に該当する者と同等の資格があると認める者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（採用給与課）

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十三年三月十八日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第六号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成十三年福島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項第四号中「千四百円」を「千二百円（人事委員会が定めるもの）については、二千四百円）」に改める。

第十八条第二項及び第二十五条第一項中「地域部地域安全課」を「地域部総合運用指令課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第十八条及び第二十五条の改正規定は、同年三月十八日から施行する。

（採用給与課）

福島県人事委員会告示第一号

口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を定める件（平成十八年福島県人事委員会告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月以降に合格者を発表する試験から適用する。

平成二十三年三月十八日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県市町村立学校事務職員（高校卒程度）採用候補者試験

- 一 第一次試験
- ア 教養試験及び作文試験の得点及び適否
- イ 総合順位及び総

一の表中

を

福島県 職員 (民間 企業等 職務経 験者) 採用候 補者試 験	行政事務	一 第一次試験 ア 教養試験及び論 文試験の得点及び 適否 イ 総合順位及び総 合得点 二 第二次試験 ア 口述試験の得点 及び適否 イ 適性検査の適否 ウ 総合順位及び総 合得点	福島県市町村立学 校事務職員(高校 卒程度)採用候補 者試験 一 第一次試験 ア 教養試験及び作 文試験の得点及び 適否 イ 総合順位及び総 合得点 二 第二次試験 ア 口述試験の得点 及び適否 イ 適性検査の適否 ウ 総合順位及び総 合得点

合得点  
 二 第二次試験  
 ア 口述試験の得点  
 及び適否  
 イ 適性検査の適否  
 ウ 総合順位及び総  
 合得点

に改める。

(採用給与課)